



臨時報酬等一時金

職員の処遇改善または教育や健康維持等福利厚生観点に基づいて毎年決算時期に年1回申請に基づき支給することがある。

2月16日～3月15日までの申請です。

所定の手続きにより根拠資料の写しを添付し申請すること。

以下の受給資格を満たす正規職員に支給する。

生活支援一時金

法定外
福利厚生

各種自己負担医療費（美容目的は除く）、
または各種自己負担介護費に関する負担を支援する。

支給額：支払年額の50%とし、**最大100,000円**を上限とする。

住宅支援一時金

法定外
福利厚生

金融機関により自家の新築ための費用または大規模リフォーム等
（住宅ローン、リフォームローン等）を借入、支払っている者。

支給額：支払年額の50%とし、**最大100,000円**を上限とする。
ただし、住宅ローンの場合は**最大150,000円**とする。

奨学金等救済一時金

法定外
福利厚生

金融機関により自身の学資のための費用（奨学金や学資ローン等）を
借入、支払っている者の返済の一部を救済する。

支給額：支払年額の50%とし、**最大100,000円**を上限とする。
ただし、奨学金の場合は**最大150,000円**とする。

育児・介護両立救済一時金

法定外
福利厚生

2親等内の保育料等や教材等一般公立教育にかかった費用、または
介護のための自家の小規模改修工事費用を一部救済する。

支給額：支払年額の50%とし、**最大100,000円**を上限とする

処遇改善一時金（申請不要）

法定外
福利厚生

介護従事者による処遇改善手当対象者



法定外福利厚生規程

一時金 ◇ 第16条
職員給与規程に定め業績により年1回の特別賞与支給により生活支援一時金、住宅支援一時金、処遇改善一時金、奨学金等救済一時金、育児・介護両立救済一時金の給付を実施可能とする。

職員給与規定

第56条～第65条詳細記載
ただし給与規定第56条則り
業績により支給の範囲及び支給日は2021年2月理事会決議によります。



総務課
問い合わせ
西海市大島町 1876-59
0959-34-2288

※支給は支給日に在籍し、一時金のうちいずれか一つの適用とする。一時金の重複支給はしない。

ご不明の点は総務課まで